

媒介契約書により固定資産税関係証明書を申請する方へ（お願い）

媒介契約書を委任状に準ずるものとして添付し、固定資産税関係証明書を申請する方は、次の点についてご留意いただくようお願いいたします。

1 固定資産税関係証明書の取得を委任する旨の記載

特約事項、備考等に、申請する固定資産税関係証明書（評価証明書、公租公課証明書、名寄帳等）の取得を委任する旨の記載が必要です。

2 有効期間について

有効期間内の媒介契約書に限り受付できます。有効期間が更新されている場合は、その旨を約した書類の提示も必要です。

3 固定資産課税台帳と名寄帳について

固定資産課税台帳と名寄帳は異なるものです。固定資産課税台帳の閲覧の委任の記載があつても名寄帳の取得の委任の記載がないと名寄帳を交付することはできません。

※ 固定資産課税台帳：対象の土地・家屋について、評価額、課税標準額等の事項を登録した帳簿

名寄帳：同一の所有者の所有する土地又は家屋に関する登録事項を所有者ごとにまとめて記載した帳簿。固定資産課税台帳の内容のほかに課税標準額の合計額、年税額等を記載。

4 所有者以外の方が媒介を依頼している契約書

(1) 代理人が依頼している場合

所有者が代理人に媒介契約を委任していることが分かる書類の提示が必要です。

(2) 相続人が依頼している場合

依頼者が所有者の相続人であることが分かる書類（戸籍謄本等）及び所有者の死亡の事実が確認できる書類（除籍謄本等）の提示が必要です。

※ 媒介契約書は、原本をお持ちください。電子データの場合は、電子契約書を紙へ印字したものに、法人代表者が書類の余白へ原本証明して提出してください。